大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針

### 第1目的

この指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号。以下「条例」という。)第81条の21の3第1項の規定により、自主調査、自主措置及び自主調査により土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が条例第81条の8第1項第1号の規則で定める基準に適合していないと認められる当該土地における土地の形質の変更(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)及び条例の定めによらない自主的な土壌汚染対策の適切な方法による実施を促進することを目的とする。

### 第2 定義

この指針の用語の意義は、法及び条例の定めるところによる。

### 第3 対象とする自主調査等

この指針の対象とする自主調査等は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の形質の変更が行われる可能性があり、その面積が法第3条第7項若しくは第4条第1項の規定による届出又は条例第81条の5第 1項若しくは第81条の6第1項の規定による報告の要件に該当する土地において法又は条例に定める方法に準じて行う自主調査等
- (2) 法第14条又は条例第81条の21の4の3の規定による区域指定の申請を行う可能性がある土地において行う自主調査
- (3) その他法又は条例に定める方法に準じて行う自主調査等

### 第4 自主調査の実施

1 自主調査の計画の作成等

自主調査を行う者は、条例第81条の4第1項の規則の定めるところに準じて土壌汚染についての調査を行うものとし、その実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した土壌汚染状況調査計画書(様式第1)を作成するものとする。

- (1) 調査の対象地、目的、方針及び期間
- (2) 地歴調査の結果
- (3) 試料採取等対象物質
- (4) 試料採取等対象物質ごとの土壌汚染のおそれの区分
- (5) 試料採取等区画及び試料採取地点
- (6) 試料採取及び測定の方法
- (7) 条例第81条の4第1項の規則で定める調査の方法のうち、その実施を省略する過程がある場合にあっては、その旨
- (8) 地下水の水質の測定を行う場合にあっては、その方法
- (9) 調査を実施する指定調査機関
- 2 試料採取等の実施

自主調査を行う者は、1で作成した計画に基づき試料採取等を行うものとする。

- 3 調査結果の取りまとめ
- (1) 自主調査を行った者は、次に掲げる事項を記載した土壌汚染状況調査結果報告書(様式第2)を作成するものとする。
  - ア 調査を行った土地の所在地及び期間
  - イ 試料採取等対象物質の測定の結果
  - ウ 土壌の汚染状態の評価
  - エ 地下水の水質の測定を行ったときはその結果
  - オ 調査を行った指定調査機関
  - カーその他必要な事項
- (2) (1)で作成した報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ア計量証明書
  - イ 現場写真
  - ウ その他当該結果を証明する書類
- 4 指定調査機関への委託

自主調査は、土壌汚染状況調査の全部を法第3条第8項に規定する指定調査機関に委託して行うものとする。

### 第5 法又は条例に基づく区域指定の申請等

自主調査を行った者は、自主調査により調査対象地の土壌の管理有害物質による汚染状態が条例第81条の8第1項第1号の規則に定める基準に適合しないことが明らかになったときは、当該土地について法第14条又は条例第81条の21の4の3の規定による区域指定の申請を行うことを検討するものとし、区域指定の申請を行わない場合にあっては、必要に応じて第6に定めるところにより自主措置を行うよう努め、又は土地の形質の変更を行うときは第7に定めるところにより当該変更を行うよう努めるものとする。

### 第6 自主措置の実施

1 自主措置の種類の選定

自主措置を講じようとする者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号。以下「規則」という。)別表第18の7の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表中欄又は下欄に掲げる措置の種類から講じようとする措置の種類を選定するものとする。

2 計画の作成

自主措置の実施の方法は、規則別表第18の9に定めるところに準ずるものとし、自主措置を講じようとする者は、その実施に当たり、次に掲げる事項を記載した措置実施計画書(様式第3)を作成するものとする。

- (1) 措置を講じようとする土地の所在地
- (2) 自主調査の結果
- (3) 講じようとする措置の種類及びそれを選択した理由
- (4) (2)の自主調査以外に試料採取等を行い、基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の情報を把握した場合にあっては、その調査の結

果

- (5) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- (6) (5) に定めるもののほか、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- (7) 自主措置の施行中に基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大が確認 された場合における対応方法
- (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (9) 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (10) 当該土地外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査方法及び当該土壌の使用方法
- (11) 講じようとする措置の種類に応じ、規則別表第18の8の中欄に定める事項
- (12) その他必要な事項
- 3 自主措置の実施

自主措置は、2で作成した計画に基づいて施行するものとする。また、当該措置において基準不適合土壌を当該土地から搬出し、又は処理するときは、条例第81条の16から第81条の19までに定めるところに準じて行うものとする。

4 記録の作成

自主措置を講じた者は、条例第81条の9第9項に定めるところに準じて次に掲げる事項を記載した報告書を作成するものとする。

(1) 工事完了時

自主措置のうち全ての工事の実施が完了したときは、次に掲げる事項を記載した工事完了報告書(様式第4)を作成するものとする。

- ア 措置を行った土地の所在地
- イ 措置の種類
- ウ 措置の着手時期及び工事の実施が完了した時期
- エ 当該土地外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査の結果に関する事項
- オ 講じた措置の種類に応じ、規則様式第23号の11の3別紙の表の右欄に掲げる事項
- (2) 自主措置完了時

全ての自主措置の実施が完了したときは、次に掲げる事項を記載した措置完了報告書(様式第5)を作成するものとする。

- ア 措置を行った土地の所在地
- イ 措置の種類
- ウ 措置の着手時期及び全ての措置の実施が完了した時期
- エ 講じた措置の種類に応じ、規則様式第23号の11の4別紙の表の右欄に掲げる事項
- (3) 地下水の水質の測定結果

自主措置の実施において地下水の水質の測定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した地下水測定結果報告書(様式第6)を作成するものとする。

- ア 地下水の測定の対象地
- イ 地下水の測定日
- ウ 観測井の位置及び構造等
- エ 地下水の測定結果
- オ その他必要な事項

### 第7 形質変更の実施

1 自主調査により土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が条例第81条の8第1項第1号の規則に定める基準に適合していないと認められる当該土地における土地の形質変更(以下「形質変更」という。)の方法

形質変更は、条例第81条の13第5項の規則に定める基準に適合する施行方法により行うものとする。

2 計画の作成

形質変更を行おうとする者は、その施行に当たり、次に掲げる事項を記載した形質変更実施計画書(様式第7)を作成するものとする。

- (1) 形質変更を行う土地の所在地
- (2) 自主調査の結果
- (3) 形質変更の施行方法
- (4) (2)の自主調査以外に試料採取等を行い、基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の情報を把握した場合にあっては、その調査の結果
- (5) 形質変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (6) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (7) 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (8) その他必要な事項
- 3 形質変更の施行

形質変更は、2で作成した計画に基づいて施行するものとする。また、基準不適合土壌を当該土地から搬出し、又は処理するときは、条例第81条の16から第81条の19までに定めるところに準じて行うものとする。

4 記録の作成

形質変更を行った者は、次に掲げる事項を記載した形質変更完了報告書(様式第8)を作成するものとする。

- (1) 形質変更を行った土地の所在地
- (2) 形質変更の着手時期及び形質変更の実施が完了した時期
- (3) 形質変更の施行方法

### 第8 知事への助言の求め

次に掲げる書類のいずれかを作成しようとする者は、当該書類の内容について知事に助言を求めることができる。

- (1) 第4の1の土壌汚染状況調査計画書
- (2) 第4の3の土壌汚染状況調査結果報告書
- (3) 第6の2の措置実施計画書
- (4) 第6の4(1)の工事完了報告書
- (5) 第6の4(2)の措置完了報告書
- (6) 第6の4(3)の地下水測定結果報告書
- (7) 第7の2の形質変更実施計画書
- (8) 第7の4の形質変更完了報告書

### 第9 情報の提供等

- 1 自主調査等を行おうとする者及び行った者は、自主調査等の計画及び実施結果について、周辺住民への情報提供を行うよう努めるものとする。
- 2 自主調査等を行う者は、当該調査等において地下水の水質の測定を行い、地下水の水質が環境基準(平成9年環境庁告示第10号)に適合していないことを認めたときは、速やかに知事に報告するよう努めるものとする。
- 3 知事は、報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて府民への情報提供を行うものとする。

### 第10 自主調査等の結果の記録等

自主調査等を行った者は、自主調査等の結果の記録を保管し、土地所有者等に変更があった場合は、これらの記録を引き継ぐよう努めるものとする。

# 土壤汚染状況調査計画書

併 田 Ш

阪南市長 蓧

提出者(調査の実施者) 住所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の1の規定により、下記の土地に係る標記計画書について、別添のとおり提出します。

뺍

									世	*	担当者連絡先
	か S 言	調査受託者	地下水の水質の測定	調査の一部省略	試料採取方法及び測定方法		土壌汚染のおそれの区分	試料採取等対象物質	地歴調査の結果	項	部署名 担当者名 電話番号 電子メール等
			定		测定方法	.び試料採取地点	の区分	)質			
•	血 • 消	.	<b>土・</b> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	助言の有無	
											※ 艮 似 巴 薰
										助言	
										助言の内容	

無光 できます。 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することが

土壌
<b>5</b> 染状
沈調
查結見
果報告
計

阪南市長 蔟

> 併 田 Ш

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第4の3の規定により、土壌汚染状況調査結果について次のとおり報告します。

土壌汚染状況調査を行った調査機関の氏名又は名称
地下水の水質の測定の結果
土壌の汚染状態の評価
調査の期間
調査を行った土地の所在地
H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

								更	*	直絡先	担当者
代の官	地下水の水質の測定結果	土壌の汚染状態の評価	試料採取等対象物質の測定結果	試料採取方法及び測定方法	試料採取等区画及び試料採取地点	土壌汚染のおそれの区分	試料採取等対象物質 	地歴調査	項目	電子メール等	部署名 担当者名
				法 	<b>采取地点</b>				, <del>u</del>		
· · ·	•	有・無	作・無	有・無	有・無	有・無	有・無	・ 無	助言の有無		
										瀬 四 以	<b>※</b>
									助言の内容		

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

### 措置実施計画書

阪南市長 蓧

> 侢 瓦 Ш

提出者(措置の実施者) 住所

氏名 印法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第6の2の規定により、下記の土地に係る措置 実施計画について、別添のとおり提出します。

뺍

(対象の土地)

											□IIļI	思	*	作光	連终	半手	描
ル の 含	講じようとする指 規則別表第 18 の	当該土地外から搬入 重方法及び使用方法	土壌を掘削する爺の位置関係	事故等が発生した場合の対応	施行中に基準不違 汚染の拡大が確認	の措置	基準不適合土壤等	拡大を防止するための措置	帯水層に接するも	上記以外に実施した調査の結果	措置の種類及びそ	自主調査の結果		電子メール等	電話番号	担当者名	部署名
	講じようとする措置の種類に応じ、条例施行規則別表第18の8の中欄に定める事項	当該土地外から搬入された土壌に関する調 査方法及び使用方法	土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	場合の対応	施行中に基準不適合土壌等の飛散等、地 汚染の拡大が確認された場合の対応		基準不適合土壌等の飛散等を防止するため	めの措置	帯水層に接する場合における地下水汚染の	た調査の結果	措置の種類及びそれを選択した理由		項目				
	施行	、 臓	位と		老		ため		際の								
か ・ 無	有・無	・無	・ 第	有・無	有・無		有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	助言の有無				
														3	語出	収受	*
													助言の内容				

- 備考 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 対象の土地は、地番を記載し、又は別添図面を参照するなど、具体的に示すこと。
- $\aleph$

(法人にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合は、押印を省略することが下。	9の氏名)の記載	備考・氏名(法人にあっては、代表者できます。
	・無	<b>사の街</b>
	· 第	講じた措置の種類に応じ、条例 施行規則様式第23号の11の3 別紙の表の右欄に掲げる事項
	有・無	助 実施措置の種類
助言の内容	助言の有無	※ 周 目
益 四〉		連 電話番号   格 電子メール等
※ 录章		担 部署名     者 担当者名
		の白鷺(強)の事を
		講じた措置の種類に応じ、条例施行規則様式第 23 号の 11 の 3 別紙の表の 左欄に担げる 車百
		当該土地外から搬入された土壌に関 する調査結果
年 月 日	工事開始日:	自主措置に伴う工事の開始日自主措置に伴う工事の終了日
/	□陸士	
7		I L. 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 .
、 コガ淡や曲を同一	□ 画断工封じ込め □ 同位署不⊗化	日土荘開の番番
込め □遮水工封じ込め □原位置浄化	□原位置封じ込め □掘削除去	
		工事を実施した土地の所在地
	뺍	
土壌汚染に係る原位置封じ込め等の措置に伴う工事が終了しましたので、大阪府土壌汚染に係る主調査及び自主措置の実施に関する指針第6の4(1)の規定により、下記のとおり報告します。	7措置に伴う工事 5指針第6の4(1	土壌汚染に係る原位置封じ込め等の措置に伴う工事が終了しました自主調査及び自主措置の実施に関する指針第6の4(1)の規定により、
報音者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
P-III		阪南市長 様
書	工事完了報告書	

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)。 できます。	その商	講じた自主措置の種類に応じ、条例施 行規則様式第23号の11の4別紙の表 の右欄に掲げる事項	※   項目   助言     助 実施措置の種類   有	担 部署名     者 担当者名     連 電話番号     終 電子メール等	講じた措置の種類に応じ、条例施行規 則様式第23号の11の4別紙の表の右 欄に掲げる事項	地下水の水質測定を開始した日 水質 測 自主措置の効果を確認した日   自主措置	□原位置封じ込 □掘削除去 □遮断工封じ込 自主措置の種類 □原位置不溶化 □対外土壌入	自主措置を実施した土地の所在地	土壌汚染に係る自主措置の効果を確認しましたので、大阪府土均に関する指針第6の4(2)の規定により、下記のとおり報告します。		が南十年を持ちている。
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することがきます。	・		助言の有無 有 ・ 無 助言の内容	※		水質測定開始日: 年 月 日 自主措置効果確認日: 年 月 日	<ul><li>□原位置封じ込め</li><li>□遮水工封じ込め</li><li>□滅断工封じ込め</li><li>□原位置浄化</li><li>□原位置不溶化</li><li>□不溶化埋め戻し</li><li>□舗装</li><li>□立入禁止</li><li>□区域外土壌入換え</li><li>□盛土</li></ul>		ンたので、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施 のとおり報告します。 記	報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	相 图

## 地下水測定結果報告書

併 田

Ш

阪南市長 蔟

報告者 住別 氏名

(法人にあっては、 印 名称及び代表者の氏名)

地下水の水質の測定を行いましたので、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第6の4(3)の規定により、下記のとおり報告します。

備港 できます。 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することが

### 形質変更実施計画書

年  $\mathbb{H}$ Ш

阪南市長 蕉

提出者 (形質変更の実施者) 住所

天名

氏名 印(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針第7の2の規定により、下記の土地に係る形質変更実施計画について、別添のとおり提出します。

뺍

(対象の土地)

備光								□llļi	思	*	先	绺	涶	桝	Ж	描	
	かの高	水位の位置関係	土壌を掘削する範囲及び深さと地下	事故等が発生した場合の対応	大が確認された場合における対応	形質変更の施行中に地下水汚染の拡	上記以外に実施した調査の結果	形質変更の施行方法	自主調査の結果	項	<b>電ナメール</b> 等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	曲		村 生 夕 本 上 計	部署名	
たっては 代表者			囲及び深さと地下	場合の対応	合における対応	に地下水汚染の拡	た調査の結果	法		ш							
の氏名)の記書	・無		有・ 無	有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	助言の有無							
1 氏名(注人にあっては 代表者の氏名)の記載を自要で行う場合は 期印を省略することが										助言の内容		<b>計</b>	日	AK	110	***************************************	

- 温ん できます。 対象の土地は、地番を記載し、 八衣有の氏名)の記載を目者で打り場合は、奸甲を有略り
- $^{\circ}$ 又は別添図面を参照するなど、具体的に示すこと。

(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することが す。	皆の氏名)の記載	氏も名ま	舗然
	· · 》 注		П
		形質変更の施行方法	起
助言の内容	助言の有無	項目	*
<b>藏</b> [		電子メール等	連絡先
※ 反 尽 平		部署名 担当者名	担当者
		別添資料 (資料名称を記載)	(資) (資)
		形質変更の施行方法	形質
年 月 日 年 月 日	工事開始日:	形質変更に伴う工事の開始日 形質変更に伴う工事の終了日	形質 質光
		工事を実施した土地の所在地	H
	刪		
形質変更に伴う工事が完了しましたので、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針 7 の 4 の規定により、下記のとおり報告します。	が完了しましたので、大阪府土 下記のとおり報告します。	形質変更に伴う工事が完了しまし; 第7の4の規定により、下記のとおり	無
報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		<b>坂南市長</b> 様	
A告書 年 月 日	形質変更完了報告書		